八　発行日　平成二十五年十二月二十日
九　発行価格　額面金額百円につき九十九円九十四銭一厘
十　償還期限　平成二十六年十二月二十二日
ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
十一　償還金額　額面金額百円につき百円
十二　元金支払場所　日本銀行
十三　払込期日　平成二十五年十二月二十日

○財務省告示第二十号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十五年十二月二十四日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十六年一月十日　財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　国庫短期証券（第四百二十回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、同条第四項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項
三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
五　募入決定の方法
イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
六　発行額
イ　価格競争入札発行　額面金額で五兆二千三百六十四億六千万円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で四千百三十五億円
七　払込金額
イ　価格競争入札発行　五兆二千三百五十六億八千三百六十一万三千四百円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　四千百三十四億三千八百八十万二千円
八　最低額面金額　千万円
九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
十　発行日　平成二十五年十二月二十四日
十一　発行価格
イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十八銭四厘以上のそれぞれの応募価格
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十八銭五厘二毛
十二　償還期限　平成二十六年三月二十八日
ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
十三　償還金額　額面金額百円につき百円
十四　元金支払場所　日本銀行
十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者
十六　払込期日　平成二十五年十二月二十四日

○国土交通省告示第二十五号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第四条の九第二号、第四号及び第五号の規定に基づき、登録電子海図情報表示装置講習の必要履修科目の講習時間等の講習の内容、講習の方法等の基準を次のように定め、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年一月十日　国土交通大臣　太田　昭宏

登録電子海図情報表示装置講習の必要履修科目の講習時間等の講習の内容、講習の方法等の基準を定める告示

1　船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（以下「規則」という。）第四条の九第二号の告示で定める講習の内容及び講習の方法の基準は次のとおりとする。

一　講習の内容が別表に掲げる要件を満たすものであること。
二　講習の方法が次に掲げる要件を満たすものであること。
イ　あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて行うものであること。
ロ　講習の実施に当たっては、関連するＩＭＯモデルコースを参考とするものであること。
ハ　講習の規模は、一回の講習につき、二十名程度とし、講師は二名以上であること。ただし、講習の規模を十二名以下とする場合にあっては、講師を一名とすることができる。
ニ　講習に必要な施設及び設備を適正な方法により使用するものであること。
ホ　学科又は実技による修了試験その他適当と認められる方法による修得状況の審査を行うものであること。

2　規則第四条の九第四号の告示で定める研修の基準は次のとおりとする。

一　登録電子海図情報表示装置講習管理者の研修の基準
イ　管理者として登録電子海図情報表示装置講習の運営の管理に必要な知識及び能力を修得させるのに適当であると認められるものであること。
ロ　研修科目及び時間数が次に掲げる要件を満たすものであること。
(1)　管理者としての心得　〇・五時間以上
(2)　船舶職員及び小型船舶操縦者法及び関係法令　二時間以上
(3)　電子海図情報表示装置講習実施要領について　〇・五時間以上
(4)　電子海図情報表示装置講習の概要について　一時間以上
ハ　研修の講師は、登録電子海図情報表示装置講習管理者の研修を行うのに十分な知識、能力及び経験を有すると認められる者であること。
ニ　適当と認められた研修実施規程により、研修を行うものであること。
ホ　研修を全て修了した者に対してのみ受講証明書を発行するものであること。
ヘ　必要に応じて、再研修を行うものであること。
ト　その他必要と認められる内容により行われるものであること。